

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	事項番号	要望事項(事業名)	具体的要望内容	要望理由	具体的事業の実施内容	その他・要望
地方自治法第214条	(債務負担行為) 第二百四十四条 歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、普通地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかなければならない。	c	-	ご指摘のような目的の場合は、債務負担行為によってではなく、地方債制度により対応すべきものである。		zB080001	総務省	債務負担行為の範囲の拡大	5013	5013B001	1	ウエスト マネジメント コンサルタント	1	債務負担行為の範囲の拡大	民間資金を活用し事業を展開するため、事業期間終了後の支払いができるようにする。	財政難に困窮している自治体では、住民の生命に関わる緊急を要する事業でさえ保留状態であり、先の見通しも立っていない。そのため分割払いによる事業方法が望まれている。現行法では事業費の分割払いを、PFI事業のみ特例で認めている(総務省窓口で口頭により確認)。PFI事業では事業期間内に分割で支払うことになるが、必ずしも長期の事業期間を要しない事業が多く存在しているし、VFMが出なければPFI事業にもなり得ない。また地震対策など緊急を要している事業については、PFI事業の事務を省き早急に事業を始める必要がある。PFI	学校や病院、橋梁などの耐震補強を進めたいが、財源がないため立ち遅れている事業を、建設事業者等の自己資金を投入して早急に進め、事業費を長期分割払いとする。	営業先顧客数から事業費が確保できずに困っているが相談を受け、中堅ゼネコンに自己資金投入について打診したところ、可能であることと建設市場回復のために取り入れたいと回答があった。国民の安全の確保と不況に喘ぐ建設業界の再建のために、前向きにご検討いただきたい。
-	実施していない	b	-	物品調達、物品管理、謝金・諸手当及び旅費の各業務については、「物品調達、物品管理、謝金・諸手当及び旅費の各業務・システム最適化計画」が決定されたところであり、今後は最適化計画の実施内容として掲げられた外部委託化を実現するために経済産業省が主体となって関係府省の協力を得つつ「予算進行管理システムを設計・開発・運用(運用開始予定平成20年度)を行うこととしている。したがって、当省としては、同システムの開発の動向を踏まえて要望のうち可能なものから実施していきたい。		zB080002	全省庁	府省における官房基幹業務	5042	5042B001	1	民間企業	1	府省における官房基幹業務	現在、各府省にて行なわれている物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金、旅費の各業務。(いわゆる官房5業務、以下官房基幹業務という)を「市場化テスト」の対象とする。	「電子政府構築計画」(2004年6月改定)に基づき「物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務・システム最適化計画」が各府省CIO連絡会議にて決定され、2004年9月に発表されている。同最適化計画においては、「職員による判断を必要としない業務については、積極的に外部委託を」との方針が示されているが、外部委託の対象範囲や時期に関しては、各府省の判断に委ねられているとも考えられる。外部委託対象範囲の決定の段階から「市場化テスト」の概念を取り入れ、官民の知恵を競争させることが、業務の質の向上	「官房基幹業務」の「市場化テスト」が実施される場合、各府省職員による判断を必要としない全ての業務を民間が受託することが可能であると考えられる。府省共通の情報システムが開発されることから、各府省での業務の標準化はその前提であると想定され、「官房基幹業務サービスセンター」に府省共通業務の集約を図ることにより、業務効率の向上が見込まれるものと考えられる。	性能発注方式による入札条件の設定、サービスの質を評価する総合評価基準の採用、リスクが適切に発注者・受託者に配分されること、対象業務が細分化されず十分な規模と期間を持つこと、各府省の業務の標準化が十分に行なわれ一括して受託が可能であること
-		d	-	バックオフィス業務を含めた地方公共団体の事務事業全般については、アウトソーシング推進の観点から総点検を実施するよう各地方公共団体に要請するなど、地方公共団体の事務事業のアウトソーシングを積極的に推進しているところ。 なお、地方公共団体が、その事務事業を市場化テストの対象としようとするに当たり、法令の規定がこれを阻害している場合には、「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」(平成17年3月25日閣議決定)において、先進的な地方公共団体が自発的に市場化テストを導入・実施することを阻害している現行法令の改正等、必要に応じ所要の検討・環境整備を行うこととされているところ。		zB080003	総務省	地方自治体バックオフィス系業務の市場化テスト	5066	5066B002	1	トランスコスモス株式会社 MCMサービス統括 サービス企画部 益村勝将	2	地方自治体バックオフィス系業務の市場化テスト	自治体やその外郭団体における財務・経理、人事、総務、購買、情報システム(システムの運用・保守、データの保存、セキュリティなど)、法務、広報等の業務はそれぞれの自治体で個別に業務を行っているが、これらの業務には共通性が高い。 次のような効果が期待できる。 1.コストダウン 業務を効率化させ、給与体系が柔軟な民間と競争させることでコストが下がる。 2.人材の最適配置 バックオフィス系の業務を効率化させることで、人材を他部門により集中させることができ、政	左記の業務の中で支払い管理、一般会計、給与計算、入金管理、情報システム運用、旅費・経費生産、ITヘルプデスク、備品購入、福利厚生などの業務の標準化ができて、かつ他自治体等の組織と差別化の要因にならない業務を抽出し、これらの業務を提供するアウトソーシング会社との間で入札を行う。		

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	事項番号	要望事項(事業名)	具体的要望内容	要望理由	具体的事業の実施内容	その他・要望
住民基本台帳法第12条、第20条、住民基本台帳法施行令第15条、地方税法第20条の10	住民基本台帳に記録されている者は、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長に対し、住民票の写し等の交付を請求することができる。(住民基本台帳法第12条) 地方団体の長は、地方団体の徴収金と競合する債権に係る担保権の設定等の目的で、地方団体の徴収金の納付又は納入すべき額のうち政令で定めるものについての証明書の交付を請求する者があるときは、その者に関するものに限る。これを交付しなければならない。(地方税法第20条の10)	C		住民票の写し及び納税証明書等については、住民のプライバシーに直結する等の理由から、守秘義務を始めとする厳正な服務規律を課す必要があり、本来地方公共団体以外の者が取り扱うことは想定されていない。また、住民票の写し及び納税証明書等に係る事務は、市町村長が行う公権力の行使であり、市町村長に留保されるべきものである。住民票の写し等には住民情報が記載されており、また、納税証明書等には税額に係る情報が記載されていることから、守秘義務をはじめとする厳正な服務規律を課す必要があり、委任者による事務の取扱基準の明示や事後報告によるチェックなどの措置をもって代替しうるとはいえない。		zB080004	総務省	窓口業務の市場化テスト	5067	5067B003	1	つくば市議会議員 五十嵐立青	3	窓口業務の市場化テスト	自治体の窓口業務を民間開放する	現在、市区町村の住民サービスの窓口業務は地方自治法により、民間事業者は請け負うことができない。しかし、当該業務は単純処理が多い。また、市区町村が行う場合にはその組織の性格上休日対応しないなどの不便が多い。そのために、民間事業者にも開放することでサービスの改善を図る。 民間も含めた事業者を広く募ることで以下のような効果を生むことができる。 1.コストダウン・利用者にとっての料金低下 業務を効率化させ、給与体系が柔軟な民間と競争させることでコストが下がる。 2.利用者にとってのサービスの向上 平日の時	自治体の窓口業務の中の受付・手渡し・料金受領の業務全般	
-	-	E		地方公共団体の行う審査や融資額の決定・回収などの融資業務において、地方自治法上、民間事業者への委託についての特別の制限はない。		zB080005	総務省	融資業務の市場化テスト	5067	5067B004	1	つくば市議会議員 五十嵐立青	4	融資業務の市場化テスト	自治体の融資業務を民間開放する	現在、市区町村の融資業務は地方自治法により、民間事業者は請け負うことができない。しかし、当該業務は銀行やノンバンク等の金融機関で実施されている業務と同様であり、審査能力や融資額の決定・回収などにおいてノウハウを有していると考えられる。そのために、民間開放することによりサービスの改善を狙うことができる。 民間も含めた事業者を広く募ることで以下のような効果を生むことができる。 1.無駄な融資の削減 審査能力や事業の見極めが向上することで融資先の選定能力が向上する。また、回収に関しても民間のノウハウが活用されることから回収率が向上すると考えられる。 2.業務効率の向上 審査能力に加え、民間で行っている効率的な業務フローに基づいて行うことにより業務効率が向上する。	自治体の融資業務や企業支援業務全般	
特になし	各府省が必要な統計を独自に実施	C		統計調査の民間委託に関しては、「規制改革・民間開放3か年計画」(改定)に基づき、指定統計のうち、企業を対象とする小規模な統計について、その企画を除く調査の実施に関わる業務を民間に包括的に委託することに関して具体的にどのような弊害が生じるか、またそれを防ぐためにどのような手段が講じ得るか、等も踏まえた検討を深めるため、試験調査等の必要な措置を速やかに実施することとしている。		zB080006	内閣府 総務省 財務省 経済産業省	統計調査業務の市場化テスト	5068	5068B007	1	個人	7	統計調査業務の市場化テスト	統計調査業務の市場化テスト	現在、官が実施している指定統計・承認統計のうち、企業や事業所を被調査先とする統計調査事業に関する業務 具体的には以下の統計が想定される (内閣府所轄の承認統計)企業行動に関するアンケート調査、法人企業景気予測調査 (総務省所轄の指定統計)個人企業経済調査、事業所・企業統計、サービス業基本調査 (経済産業省の指定統計)商業統計調査、工業統計調査、特定サービス産業実態調査、企業活動基本調査、 (中小企業庁所轄の承認統計)企業経営実態調査、企業金融環境実態調査、下請中小企業短期動向調査、中小企業経営調査、商業・サービス設備投資動向調査 その他、平成17年度に資源エネルギー庁が実施する予定のエネルギー統計など 企業・事業所を被調査先とする統計調査	統計調査業務に市場化テストを実施することにより、以下のような効果実現が図られるものと期待される ・企業・事業所については、調査後の倒産や閉業、合併・休眠・廃業などを迅速な反映 ・統計データの省庁間相互利用、民間活用促進(アクセス改善) ・オンライン報告の導入の促進	

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	事項番号	要望事項(事業名)	具体的要望内容	要望理由	具体的事業の実施内容	その他・要望
なし	自治体立病院の運営については、地方自治法第244条の2に基づき指定管理者による運営が認められており、また、民間の医療法人に対する移譲等についても何ら制限を設けていないところ。			民間医療法人による自治体病院の運営については何ら制限を設けていないため。		zB080007	厚生労働省 総務省 文部科学省 防衛庁	行政機関運営病院の市場化テスト	5068	5068B010	1	個人	10	行政機関運営病院の市場化テスト	(独)国立病院機構が所管する国立病院、特殊法人・独立行政法人が経営する病院、地方自治体が経営している病院等、行政機関が所管・経営する病院の市場化テスト	現在、行政機関は病院を所管・経営しているが、民間法人によっても経営されているため	行政機関が所管・経営する病院に対して、市場化テストを実施することにより、コスト削減・サービスレベルの向上が図られるものと期待される	
地方自治法第195条、第196条、第252条の17	第百九十五条 普通地方公共団体に監査委員を置く。 1 監査委員の定数は、都道府県及び政令で定める市にあつては三人とし、その他の市にあつては条例の定めるところにより三人又は二人とし、町村にあつては二人とする。 第百九十六条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者(以下本条において「識見を有する者」という。)及び議員のうちから、これを選任する。この場合において、議員のうちから選任する監査委員の数は、監査委員の定数が四人のときは二人又は一人、三人以内のときは一人とするものとする。 【外部監査契約】 第二百五十二条の二十七 この法律において「外部監査契約」とは、包括外部監査契約及び個別外部監査契約をいう。 2 この法律において「包括外部監査契約」とは、第二百五十二条の二十六第一項各号に掲げる普通地方公共団体が、第二項第十四項及び第十五項の規定の趣旨を達成するため、この法律の定めるところにより、次条第一項又は第二項に規定する者の監査を受けることにも監査の結果に関する報告の提出を受けることを内容とする契約であつて、この法律の定めるところにより、毎会計年度当該監査を行う者と締結するものをいう。 3 この法律において「個別外部監査契約」とは、次の各号に掲げる普通地方公共団体が、当該各号に掲げる請求又は要求があつた場合において、この法律の定めるところにより、当該請求又は要求に係る事項について次条第一項又は第二項に規定する者の監査を受けることにも監査の結果に関する報告の提出を受けることを内容とする契約であつて、この法律の定めるところにより、当該監査を行う者と締結するものをいう。 一 第二百五十二条の三十九第一項に規定する普通地方公共団体 二 第七十五条第一項の請求 三 第二百五十二条の四十一第一項に規定する普通地方公共団体 四 第九十九条第二項の請求 五 第二百五十二条の四十一第一項に規定する普通地方公共団体 六 第九十九条第六項の要求 七 第二百五十二条の四十二第一項に規定する普通地方公共団体 八 第九十九条第七項の要求 九 第二百五十二条の四十三第一項に規定する普通地方公共団体 十 第二百四十二条第一項の請求			現行法上、監査委員は地方公共団体の長が、官民を問わず人格が高潔で識見を有する者及び議員から選任することとされており、「民」が選任されることは禁止されていない。 さらに、現行規定は地方公共団体の職員であった者の選任について制限をしているところであり(いわゆるOB制限)、相対的にむしろ「民」の選任について門戸が開かれているところである。		zB080008	総務省	地方自治体監査の市場化テスト	5068	5068B013	1	個人	13	地方自治体監査の市場化テスト	現在、地方自治体の監査委員事務局及び監査事務局が実施している監査業務の市場化テスト	地方自治体の監査業務には、すでに民間企業による外部監査も存在しているが、監査委員による内部監査も存在するため	地方自治体を含めた行政機関の説明責任がより問われていく中、監査による行政機関の活動を検証するという監査の重要性は向上している そのため、現存する内部監査にも対して、市場化テストを導入することによって効率化・監査精度の向上が期待でき、結果として行政機関のアカウントビリティ向上が図られるものと考えられる	
地方自治法第244条の2	(公の施設の設置、管理及び廃止) 第二百四十四条の二 1 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの(以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。 2 前項の条例には、指定管理者の指定の手段、指定管理者が行う管理の業務及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。 3 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。 4 普通地方公共団体は、指定管理者の指定しようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。 5 指定管理者は、毎年終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し、事業報告書を提出し、当該公の施設を指定する普通地方公共団体に提出しなければならない。 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定しようとするときは、あらかじめ当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。 7 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。 8 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。 9 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を維持することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。			公共施設のうち公の施設の管理については、指定管理者制度により民間事業者に管理を行わせることが可能となっている。		zB080009	総務省	公共施設の管理運営の市場化テスト	5068	5068B015	1	個人	15	公共施設の管理運営の市場化テスト	自治体における公共施設の管理運営の市場化テスト	現在、自治体・外郭団体等が実施していた公共施設の管理運営は、指定管理者制度で民間事業者が受託する道が制度的には開けたが、実態としては、具体的なルールは各自治体での条例に委ねられている等の理由により、適正な競争環境による入札が実施されていない場合が多いものと想定される。 こういった状況に対して、市場化テストも導入することによって、「官から民へ」という趣旨の実現を検討するのは妥当と考えられるため なお、指定管理者制度の本来の趣旨に則った成功例に鑑みると、公共施設の民間事業者による管理運営は、コスト面・サービス面向上の効果大きいものと考えられる	自治体における公共施設の管理運営業務に市場化テストを実施することにより、コスト削減・サービスレベル向上が図られるものと期待される	

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	事項番号	要望事項(事業名)	具体的要望内容	要望理由	具体的事業の実施内容	その他・要望
地方税法第1条第1項第3号、第167条第5項及び第6項、地方自治法第243条、地方自治法施行令第158条、158条の2等	平成17年3月25日に閣議決定された「規制改革・民間開放推進3カ年計画」において、地方税の徴収に関する民間開放を一層推進することが盛り込まれたことを踏まえ、「地方税に徴収に係る合理化・効率化の一層の推進について」(H17.4.1 総務省自治税務局長通知)等により、地方税の徴収について公権力の行使に係る補助的な業務を含め、民間への業務委託等を推進するよう地方団体に通知したところである。なお、相手方の意志に反して行う立入調査や差押え・公売等の強制処分などについては、地方税法の規定により徴税吏員に実施主体が限定されていることから包括的に民間事業者へ委託することはできない。また、使用料等については、収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人にその徴収又は収納の事務を委託することが可能である。	(地方税)e (使用料等)d		地方税については、「地方税の徴収に係る合理化・効率化の一層の推進について」(H17.4.1 総務省自治税務局長通知)等により、公権力の行使に係る補助的な業務を含む民間への業務委託等を推進するよう通知している。なお、相手方の意志に反して行う立入調査や差押え・公売等の強制処分などについては、地方税法の規定により徴税吏員に実施主体が限定されていることから包括的に民間事業者へ委託することはできない。また、それ以外のものについては、地方自治法上、私人への使用料等の徴収又は収納の事務の委託が可能となっている。		zB080010	法務省 総務省	自治体の公金徴収業務の市場化テスト	5068	5068B016	1	個人	16	自治体の公金徴収業務の市場化テスト	自治体によって徴収されている地方税や各種使用料等の公金徴収業務の市場化テスト	現在、自治体によって徴収されている地方税や各種使用料等の公金徴収業務は、民間のサービス等がノウハウ・経験を有しており、市場化テストの趣旨に合致すると考えられるため	自治体の公金徴収業務に市場化テストを実施することにより、コスト削減・サービスレベル向上が図られるものと期待される。加えて、カード決済・コンビニ収納等の支払い方法の多様化により、遅延解消も期待できる	
規制の根拠となる法令はないが、関係法令は、郵便物運送委託法(昭和24年法律第284号)第3条(及び第8条)	同法第3条で、日本郵政公社が郵便物の運送等を委託する場合には、原則として契約によらなければならない旨を定めている。	d		郵便物の運送等の委託について、同法では、委託する場合には、公社と運送事業者等との自由な意思に基づく合意、すなわち契約によることが原則であることを規定しているものであり、受託できる運送事業者等について法律上の制限が存在するわけではない。なお、公社においては、特に長距離の郵便局間の郵便物の運送については、従来から公社自身では実施していない。また、平成15年4月の公社化以降、長距離線路(地域間)から順次一般競争入札を導入しており、入札の条件を満たせばだれでも入札に参加することが可能である。		zB080011	総務省	郵便の拠点間運送業務の市場化テスト	5069	5069B001	1	個人	1	郵便の拠点間運送業務の市場化テスト	<郵政公社> 郵便公社の郵便業務は、ポストから郵便局までの収集業務 郵便局(集配拠点)間の輸送業務 郵便局から各戸への配達業務の3つに区分される。このうち、簡業務の一部は、現状において、関係子会社(民間企業)にアウトソースされている。 本提案は、この拠点間の郵便輸送業務について、郵政公社本体あるいは関係子会社がその実施を担当している場合、当該業務に対して市場化テストを求めるものである。	輸送業務は、すでに郵政関係子会社(民間企業)の一部を担当していることから明らかのように、他の民間の輸送サービス企業で担えないと合理的理由は考え難い。また、輸送業務は公権力の行使に係る業務ではなく、市場化テストになじみやすいサービス領域である。	郵便の集配拠点間での郵便貨物の発送、受け渡し業務。なお一般運送業務の担当実績があり、日本国内で輸送サービスネットワークを有する民間企業であれば、特に参加資格は問わない。	
(簡易生命保険法)		e		政府は、簡易保険業務を含む郵政事業を2007年に民営化することを目的とした郵政民営化関連法案を提出したところ、法案は、7月5日に衆議院で可決され、現在参議院で審議が行われているため、法案成立後は、市場化テストの対象とされる官が担うサービスそのものが存在しないこととなるもの。		zB080012	総務省	簡保事業受託	5069	5069B002	1	個人	2	簡保事業受託	<郵政公社> 郵便公社の簡易保険業務全体を市場化テストにかけられるものである。	郵政公社の簡易保険業務は、民間の保険会社の提供するサービスと本質的に変わるところはなく、その業務全体の運営はむしろ民間の事業者主体との競争を通じて行なう方が、コストの点のみならず、関連するサービスの質の向上が期待できるため。	郵便局で提供されている簡易保険業務	

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	事項番号	要望事項(事業名)	具体的要望内容	要望理由	具体的事業の実施内容	その他・要望
放送法(昭和25年法律第132号)第32条 日本放送協会放送受信規約第6条等	・放送法第32条第1項の規定に基づき、日本放送協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、同協会とその放送の受信についての契約をしなければならないこととされており、当該契約に基づき、契約者は、同協会に受信料を支払うこととなる。 ・受信料の支払方法は、放送法第32条第3項の総務大臣の認可に基づく日本放送協会放送受信規約により、訪問集金、口座振替及び継続振込と定められている。 ・同協会にあっては、受信契約取次・受信料収納の業務を地域スタッフと呼ばれる個人事業主や民間企業等に委託して実施している。	d	-	NHKの受信料収納業務については、既にNHK以外の民間に委託済みであり、随時募集や提案の受付を行って委託先を選定しているとしている。	-	zB080013	厚生労働省、総務省	社保庁の徴収業務受託 NHK受信料の徴収業務受託	5069	5069B003	1	個人	3	社保庁の徴収業務受託 NHK受信料の徴収業務受託	社会保険庁の徴収業務、およびNHKの受信料徴収業務について、社会保険庁、NHKがそれぞれ、同業務に対して市場化テストを実施するもの。	社会保険料、NHKの受信料とも、その納入は義務であり、各組織のスタッフが徴収に向いているところであるが、一人で両方について督促がかけられれば、合理的な回収が実現できると考えられる。	社会保険庁の徴収業務、NHKの受信料徴収業務	
-	総務省発足当初から運転業務の民間委託を一部実施済み。	d	-	総務省発足当初から運転業務の民間委託を一部実施済み。		zB080014	全省庁	公用車の運転業務受託	5069	5069B007	1	個人	7	公用車の運転業務受託	現在、省庁および国会議員に対して提供されている公用車サービスについて、そのサービス提供を市場化テストにかけるもの	公用車サービスは、基本的に民間のハイヤー、タクシー事業の業務内容となら変わることはない。当該サービスが公務員によって提供されなければならない合理的理由は考え難い。	各省庁の幹部クラス、および国会議員に呈して提供されている公用車サービス	
	【物品調達等】実施していない 【情報システム】「国の行政機関における情報システム関係業務の外注の推進について」(2000年(平成12年)3月31日行政情報システム各省庁連絡会議了承)において、外部委託が推進されている。	b c d	【物品調達等】	【物品調達等】物品調達、物品管理、遊金・遊手当及び旅費の各業務については、「物品調達、物品管理、遊金・遊手当及び旅費の各業務」システム最適化計画が決定されたことにより、今後は最適化計画の実施内容として掲げられた外部委託を実現するために経済産業省が主体となって関係府省の協力を得つつ「予算執行管理システム」を設計・開発・運用(運用開始予定平成20年度)を行うこととしている。したがって、当省としては、同システムの開発の動向を踏まえて要望のうち可能なものから実施していきたい。 【給与】給与システムは、人事院等で開発している新人事・給与等関係業務情報システムへ平成19年度から移行予定である。新システム移行後は、給与計算に係る多くの業務が自動化されることから、部分的に切り替えてアウトソーシングすることは考えにくい。 【情報システム】情報システムに係る業務については「国の行政機関における情報システム関係業務の外注の推進について」(2000年(平成12年)3月31日行政情報システム各省庁連絡会議了承)を踏まえ、国の行政機関における情報システム関係業務の外注業務ガイドラインを活用して、効果的に外部委託を推進しているところ。 【広報】ホームページの管理、広報コンテンツ等の作成は既に民間企業のノウハウを取り入れて実施している。		zB080015	全省庁	バックオフィス系業務の民間委託	5069	5069B009	1	個人	9	バックオフィス系業務の民間委託	省庁および特殊法人における財務・経理、人事、総務、購買、情報システム(システムの運用・保守、データの保存、セキュリティなど)、法務、広報などのバックオフィス業務を民間開放する	現在、財務・経理、人事、総務、購買、情報システム(システムの運用・保守、データの保存、セキュリティなど)、法務、広報等の業務は各省庁で個別に業務を行っているが、これらの業務には共通性が高い。	左記の業務の中で支払い管理、一般会計、給与計算、入金管理、情報システム運用、旅費・経費生産、ITヘルプデスク、備品購入、福利厚生などの業務の標準化ができて、かつ他自治体等の組織と差別化の要因にならない業務を抽出し、これらの業務を提供するアウトソーシング会社との間で入札を行う。 次のような効果が期待できる。 1. コストダウン 業務を効率化させ、給与体系が柔軟な民間と競争させることでコストが下がる。 2. 人材の最適配置 バックオフィス系の業務を効率化させることで、人材を他部門により集中させることができ、政策立案などの業務に特化することができる。 3. 業務のサービスレベル向上 業務を効率化させることで、バックオフィス業務のサービスの受けて側の処理も簡素化し、スピードが上がりサービスレベルが向上する	

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	事項番号	要望事項(事業名)	具体的要望内容	要望理由	具体的事業の実施内容	その他・要望
		e		公益法人が救急業務を独占している事実はない		zB080016	総務省	救急業務の市場化テスト	5070	5070B017	1	個人	17	救急業務の市場化テスト	公益法人が独占している救急業務を民間開放する	現在、救急業務は救急救命士法12条により、民間事業者は請け負うことができない。しかし、当該業務は現状の公的病院だけでは迅速に対応できていないケースが生じている。	民間も含めた事業者を広く募ることで以下のような効果を生むことができる。 1.救急業務の対応力の向上 民間事業者も事業に係ることで、救急業務対応者の全体のキャパシティが向上するため対応力が向上する。 2.コストダウン 業務を効率化させ、給与体系が柔軟な民間と競争させることでコストが下がる。 3.利用者の利便性の向上 民間事業者参入により連絡方法や輸送方法、情報のやり取り等で創意工夫がうまれ利便性が向上する。	
地方税法第20条の6	地方税については、地方税法第20条の6に第三者納付が規定されていることから、立替払方式であればクレジットカードを使って納付を行うことは現行制度上可能である。	d	-	現行制度上可能であるが、地方団体がカード会社に対して手数料を支払う契約とする場合は、当該手数料の水準について他の支払手段における手数料との均衡を考えながら当事者間で適切に決定して頂くべきものとする。		zB080018	総務省	自動車税の支払(納付)代行業務	5078	5078B001	1	株式会社ゼロ	1	自動車税の支払(納付)代行業務	自動車税のクレジットカード決済での支払の許可	現行、現金払いや口座振替などによる納付が認められているが、新たな支払手段としてオンラインによるクレジットカード決済での支払代行を行う。分割払や一括払い等、支払い方法を選択できることで利用者の負担を軽減し収納の確実性も増す。	各都道府県のホームページ上で自宅のパソコンからクレジット支払情報を入力することにより、24時間支払を受け付ける。パソコン・自動車税納税通知書番号による個人の特典、暗号化通信によるセキュリティを確保してデータ管理をす。自動車税納税通知書にコードを割り振ることで紐付けが可能。オンライン上の決済のため受付窓口におけるカード読み取り機の設置が不要である。回収業務も軽減され、カード会社からの入金を確認するのみ。	
地方税法第20条の6	地方税については、地方税法第20条の6に第三者納付が規定されていることから、立替払方式であればクレジットカードを使って納付を行うことは現行制度上可能である。	d	-	現行制度上可能であるが、地方団体がカード会社に対して手数料を支払う契約とする場合は、当該手数料の水準について他の支払手段における手数料との均衡を考えながら当事者間で適切に決定して頂くべきものとする。		zB080019	総務省	軽自動車税の支払(納付)代行業務	5078	5078B002	1	株式会社ゼロ	2	軽自動車税の支払(納付)代行業務	軽自動車税のクレジットカード決済での支払の許可	現行、現金払いや口座振替などによる納付が認められているが、新たな支払手段としてオンラインによるクレジットカード決済での支払代行を行う。分割払や一括払い等、支払い方法を選択できることで利用者の負担を軽減し収納の確実性も増す。	各市区町村のホームページ上で自宅のパソコンからクレジット支払情報を入力することにより、24時間支払を受け付ける。パソコン・自動車税納税通知書番号による個人の特典、暗号化通信によるセキュリティを確保してデータ管理をす。自動車税納税通知書にコードを割り振ることで紐付けが可能。オンライン上の決済のため受付窓口におけるカード読み取り機の設置が不要である。回収業務も軽減され、カード会社からの入金を確認するのみ。	

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	事項番号	要望事項(事業名)	具体的要望内容	要望理由	具体的事業の実施内容	その他・要望
地方税法第20条の6	地方税については、地方税法第20条の6に第三者納付が規定されていることから、立替払方式であればクレジットカードを使って納付を行うことは現行制度上可能である。	d	-	現行制度上可能であるが、地方団体がカード会社に対して手数料を支払う契約とする場合は、当該手数料の水準について他の支払手段における手数料との均衡を考えた上で当事者間で適切に決定して頂くべきものとする。		zB080020	総務省	不動産取得税の支払(納付)代行業務	5078	5078B003	1	株式会社ゼロ	3	不動産取得税の支払(納付)代行業務	不動産取得税のクレジットカード決済での支払の許可	現行、都税事務所(都税支所)・支庁の窓口のほか、銀行などの金融機関・郵便局での現金納付が認められているが、新たな支払手段としてオンラインによるクレジットカード決済での支払代行を行う。不動産は高額になるため購入者の負担が大きい。分割払等支払い方法を選択できることで利用者の負担を軽減し収納の確実性も増す。	各都道府県のホームページ上で自宅のパソコンからクレジット支払情報を入力することにより、24時間支払を受け付ける。パソコン・納税通知書による個人の特典、暗号化通信によるセキュリティを確保してデータ管理をする。納税通知書にコードを割り振ることで紐付けが可能。オンライン上の決済のため受付窓口におけるカード読み取り機の設置が不要である。	
地方税法第20条の6	地方税については、地方税法第20条の6に第三者納付が規定されていることから、立替払方式であればクレジットカードを使って納付を行うことは現行制度上可能である。	d	-	現行制度上可能であるが、地方団体がカード会社に対して手数料を支払う契約とする場合は、当該手数料の水準について他の支払手段における手数料との均衡を考えた上で当事者間で適切に決定して頂くべきものとする。		zB080021	総務省	固定資産税の支払(納付)代行業務	5078	5078B004	1	株式会社ゼロ	4	固定資産税の支払(納付)代行業務	固定資産税のクレジットカード決済での支払の許可	現行、納税通知書により現金払いや口座振替で年4回に分けて納めるが、オンラインのクレジットカード決済を導入することで支払手段が増えサービスの向上につながる。	各都道府県のホームページ上で自宅のパソコンからクレジット支払情報を入力することにより、24時間支払を受け付ける。パソコン・納税通知書による個人の特典、暗号化通信によるセキュリティを確保してデータ管理をする。納税通知書にコードを割り振ることで紐付けが可能。オンライン上の決済のため受付窓口におけるカード読み取り機の設置が不要である。	
特になし	各府省が必要な統計を独自に実施	C	.	統計調査の民間委託に関しては、「規制改革・民間開放3か年計画」(改定)に基づき、指定統計のうち、企業を対象とする小規模な統計について、その企画を除く調査の実施に関わる業務を民間に包括的に委託することに関して具体的にどのような弊害が生じるか、またそれを防ぐためにどのような手段が講じ得るか、等も踏まえた検討を深めるため、試験調査等の必要な措置を速やかに実施することとしている。		zB080022	内閣府、総務省、財務省、経済産業省	統計調査事業	5084	5084B001	1	民間企業	1	統計調査事業	現在官が行っている指定統計・承認統計のうち、企業や事業所を被調査先とする統計調査事業に関する業務。具体的には、調査実施時期や規模、法規制の緩和状況などの要件が揃えば、下記に掲げる調査事業などが市場化テストの対象になると考えます。 (1) 企業を被調査先とする調査は、調査後の倒産や閉業、合併・休眠・廃業などを迅速に反映できず、実態とのズレが生じているが、民間などの各種データを活用して統計データを更新すれば実態性を高められます。 (2) 民間の「名寄せ」の技術などを活用すれば、被調査先企業を効率的に一元管理でき、各種統計調査を一つのデータベースのように登録・保管、多面的な検索が可能となり、民間活用を促進させることができる。 (3) 民間が先行するオンライン調査の技術が導入でき、より迅速な調査報告が可能となる。	(1) 統計法5条：政府、地方公共団体の長又は教育委員会、指定統計調査のため、人又は法人に対して申告を命ずることができる。 国等から委託を受けた事業者も、人又は法人等に対して申告を命ずることができるようにしたい。 (2) 統計法12条：統計調査員を置くことができるのは、政府、地方公共団体の長又は教育委員会に限られている。 委託を受けた事業者も統計調査員を置くことができるように改正していただきたい。 (3) 統計報告調整法第3条：「統計報告」の定義は、「行政機関が、直接又は地方公共団体の機関を通じて、人又は法人等に対して、報告様式を示して提出を求め一定の時点又は期間についての報告」と定義されており、民間事業者が被調査先に対して報告を求めると問題があるのではないか。 「直接又は地方公共団体の機関を通じて」を「直接、地方公共団体又はそれらのものから委託を受けた機関を通じて」にしたい。 (4) 「統計調査の民間委託に関するガイドライン」(平成17年3月1日府省統計推進協議会(第3回)：民間委託の推進対象業務の範囲等(注)において、調査調査による統計調査の民間委託を推進対象としない)と定義されているように理解できます。調査調査の民間委託推進のガイドラインを作ってください。		

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	事項番号	要望事項(事業名)	具体的要望内容	要望理由	具体的事業の実施内容	その他・要望
-	[国]実施していない	[国] b d [地方公共団体] d	[国]	物品調達、物品管理、謝金・請手当及び旅費の各業務については、物品調達、物品管理、謝金・請手当及び旅費の各業務システム最適化計画が決定されたところであり、今後は最適化計画の実施内容として掲げられた外部委託化を実施するための経済産業省が主体となって関係府等の協力を得つつ予算執行システムを設計・開発、運用(運用開始予定平成28年度)を行うこととしている。したがって、当省としては、同システムの開発の動向を踏まえて要望のうち可能なものから実施していきたい。 なお、文書取扱いについては、すでに民間委託しているところ。 [地方公共団体]バックオフィス業務を含めた地方公共団体の事務事業全般については、アウトソーシング推進の観点から重点的に実施するよう各地方公共団体に要請すること。地方公共団体の事務事業のアウトソーシングを積極的に推進しているところ。 なお、地方公共団体が、その事務事業を市場化テストの対象としようとするに当たり、法令の規定がこれを阻害している場合には、「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」(平成17年3月25日閣議決定)において、先進的な地方公共団体が自発的に市場化テストを導入・実施することを阻害している現行法令の改正等、必要に応じ所管の検討・環境整備を行うこととされているところ。		zB080023	全府省	庁舎内サービスセンター事業	5092	5092B001	1	コクヨファニチャー株式会社	1	庁舎内サービスセンター事業	各部門に共通して存在し、現状多くの工数を投入している官庁職員のコクヨ業務(必ずしも官庁職員が直接行わなくても良い業務)を効率的に民間事業者へアウトソースするため、庁舎内に当該業務を集約したワンストップサービスセンター窓口を設ける。	市場化テストの本来の目的である「民間のノウハウを活用することによる官業の効率化」を図るため、「官民競争」ではなく「官民協業」によるアウトソース事業の推進を行いたい。部門多岐に渡っているノンコア業務をとりまとめて効率化を図る役所の担当窓口が現在までなかったため、今回の枠組みでご提案致します。	全ての中央省庁、都道府県庁、政令指定都市における総務庶務系バックオフィスサービス	別途添付資料がありません。その内容については非公開を希望します。(理由:内容に弊社独自のノウハウについてご説明している部分があるため)
地方税法第1条第1項第3号、第167条第5項及び第6項等	平成17年3月25日に閣議決定された「規制改革・民間開放推進3か年計画」において、地方税の徴収に関する民間開放を一層推進することが盛り込まれたことを踏まえ、「地方税の徴収に係る合理化・効率化の一層の推進について」(H17.4.1付 総務令第79号 総務省自治税務局長通知)等により、地方税の徴収について公権力の行使に係る補助的な業務を含め、民間への業務委託等を推進するよう地方団体に通知したところである。(なお、相手方の意に反して行う立入調査や差押え・公売等の強制処分などについては、地方税法の規定により徴税吏員に実施主体が限定されていることから包括的に民間事業者に委託することはできない。)	e	-	「地方税の徴収に係る合理化・効率化の一層の推進について」(H17.4.1付 総務令第79号 総務省自治税務局長通知)等により、既に整理済み。		zB080024	財務省 総務省	徴税業務	5093	5093B001	1	大阪商工会議所	1	徴税業務	・国税や地方税等の徴税業務を、税目ごとの壁を取り除いて一括受注できるよう制度改正を行った上で、成功報酬方式等による民間開放を実現する。	・社会保険料の徴収ではコンビニ窓口での支払いやクレジットカードによる決済など納付手段を多様化する試みが進められている。 ・今後は徴税業務の分野においても、納税率を高めるべく、民間を活用して納税者の利便性を高める手段を講じていくべき。 ・とりわけ滞納者に対する徴収業務については、一つの徴収先が複数の税目に関わる場合が多く、税目にかかわらず、業務を受注できる民間事業者が大いに強みを発揮できる分野である。		
特になし	各府省が必要な統計を独自に実施	C	-	統計調査の民間委託に関しては、「規制改革・民間開放3か年計画」(改定)に基づき、指定統計のうち、企業を対象とする小規模な統計について、その企画を除く調査の実施に関わる業務を民間に包括的に委託することに関して具体的にどのような弊害が生じるか、またそれを防ぐためにどのような手段が講じ得るか、等も踏まえた検討を深めるため、試験調査等の必要な措置を速やかに実施することとしている。		zB080025	内閣府、 総務省、 財務省、 経済産業省	統計業務	5093	5093B002	1	大阪商工会議所	2	統計業務	・統計業務について、所轄官庁にかかわらず一掃に行った方が効率的なものについては一掃とまとめた上で、市場化テストに付す。	・統計業務には、かなりの専門性が必要。 ・政府においても人事異動等で一定の配達はしているものの、「視野が広く厚みのある専門スタッフを確保・育成するには至っていない」(内閣府・経済社会統計整備推進委員会「政府統計の構造改革に向けて」より)。 ・民間事業者の中には統計のみを行っている業者も多く、専門的知識を擁する人材を十分に確保している。		

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	事項番号	要望事項(事業名)	具体的要望内容	要望理由	具体的事業の実施内容	その他・要望
放送法(昭和25年法律第132号)第32条 日本放送協会放送受信規約第6条等	・放送法第32条第1項の規定に基づき、日本放送協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、同協会とその放送の受信についての契約をしなければならないこととされており、当該契約に基づき、契約者は、同協会に受信料を支払うこととなる。 ・受信料の支払方法は、放送法第32条第3項の総務大臣の認可に基づき日本放送協会放送受信規約により、訪問集金、口座振替及び継続振込と定められている。 ・なお、NHKの受信料収納業務を民間に委託することは、現行制度下で対応可能であり、同協会にあっては、既に受信契約が次・受信料収納の業務を地域スタッフと呼ばれる個人事業主や民間企業等に委託して実施している。			NHKの受信料収納業務については、既にNHK以外の民間に委託済みであり、随時募集や提案の受付を行って委託先を選定していると聞いている。	NHKにおいては、受信料収納業務等の直接・間接の費用に関する情報の開示について、NHK情報公開基準に則り情報公開の仕組みを整えているところである。	zB080026	総務省、法務省	NHK受信料の徴収・回収業務	5096	5096B001	1	株式会社クレディセゾン・ジェービーエヌ債権回収株式会社・株式会社富士通総研	1	NHK受信料の徴収・回収業務	現在NHKの職員で行っているNHK受信料の徴収・回収等の業務を民間に委託していただきたい。民間委託の際に放送法等現行の法令や制度において不可能であれば、緩和して認めていただきたい。制度上問題がなく、現在可能であるならば、その旨を明示していただきたい。 債権管理回収業に関する特別措置法に關して、債権回収会社がNHKの料金徴収に係る徴収・回収等の業務を行うことを可能とするよう必要な措置を講じていただきたい。(同法第12条(業務の範囲)ただし書の承認を法務大臣からいただくのも構わない。)	債権回収業者(サービサー)は、さまざまな回収に対し、確実な実績をあげるノウハウを有している。日本放送協会の行う料金徴収や延滞債権の回収をはじめとして、文書・電話催告、現地調査や訴状作成などの業務をサービサーが行うことで、徴収・回収業務の効率化を図り、徴収率の向上と職員負荷の軽減に寄与することができる。	NHK受信料の徴収、延滞債権の回収、文書・電話催告、現地調査、訴状作成などの業務	日本放送協会が現在行っている徴収、回収、催告、調査、訴状作成など業務について、人員、事務量、費用など、関連する直接・間接の費用に関する情報を開示していただきたい。
地方税法第1条第1項第3号、第167条第5項及び第6項等	平成17年3月25日に閣議決定された「規制改革・民間開放推進3カ年計画」において、地方税の徴収に関する民間開放を一層推進することが盛り込まれたことを踏まえ、「地方税の徴収に係る合理化・効率化の一層の推進について」(H17.4.1付 総務企第79号 総務省自治税務局長通知)等により、地方税の徴収について公権力の行使に係る補助的な業務を含め、民間への業務委託等を推進するよう地方団体に通知したところである。(なお、相手方の意に反して行う立入調査や差押え・公売等の強制処分などについては、地方税法の規定により徴税吏員に実施主体が限定されていることから包括的に民間事業者に委託することはできない。)			「地方税の徴収に係る合理化・効率化の一層の推進について」(H17.4.1付 総務企第79号 総務省自治税務局長通知)等により、既に整理済み。		zB080027	総務省、法務省	地方税の徴収・回収業務支援	5096	5096B002	1	株式会社クレディセゾン・ジェービーエヌ債権回収株式会社・株式会社富士通総研	2	地方税の徴収・回収業務支援	地方自治法243条(個人の公金取扱いの制限)「普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行なわせるはならない」の部分に關して規制緩和・規制改革を講ずることが必要。あるいは、直接の公権力の行使に当たる徴収・収納の業務であれば、同条に抵触せず現行で可能であるならば、その旨明示していただきたい。 債権管理回収業に関する特別措置法に關して、債権回収会社が地方自治体の税金徴収に係る催告、調査、訴状作成等の業務を行うことを可能とするよう必要な措置を講じていただきたい。(同法第12条(業務の範囲)ただし書の承認を法務大臣からいただくのも構わない。)	債権回収業者(サービサー)は、さまざまな回収に対し、確実な実績をあげるノウハウを有している。公権力の行使の部分以外の文書・電話催告、現地調査や訴状作成などの業務を行うことで、徴収・回収業務の効率化を図り、徴収率の向上と職員負荷の軽減に寄与することができる。	地方自治体の地方税の徴収業務に関する文書・電話催告、現地調査、訴状作成等	地方公共団体が現在行っている催告、調査、訴状作成など業務について、人員、事務量、費用など、関連する直接・間接の費用に関する情報を開示していただきたい。
地方税法第1条第1項第3号、第167条第5項及び第6項等	平成17年3月25日に閣議決定された「規制改革・民間開放推進3カ年計画」において、地方税の徴収に関する民間開放を一層推進することが盛り込まれたことを踏まえ、「地方税の徴収に係る合理化・効率化の一層の推進について」(H17.4.1付 総務企第79号 総務省自治税務局長通知)等により、地方税の徴収について公権力の行使に係る補助的な業務を含め、民間への業務委託等を推進するよう地方団体に通知したところである。(なお、相手方の意に反して行う立入調査や差押え・公売等の強制処分などについては、地方税法の規定により徴税吏員に実施主体が限定されていることから包括的に民間事業者に委託することはできない。)			「地方税の徴収に係る合理化・効率化の一層の推進について」(H17.4.1付 総務企第79号 総務省自治税務局長通知)等により、既に整理済み。		zB080028	総務省、法務省	国民健康保険料(税)の徴収・回収業務支援	5096	5096B003	1	株式会社クレディセゾン・ジェービーエヌ債権回収株式会社・株式会社富士通総研	3	国民健康保険料(税)の徴収・回収業務支援	国民健康保険法第80条の2(保険料の徴収の委託)の範囲を拡大し、サービサーが徴収関連業務を受託することを可能としていただきたい。 地方自治法243条(個人の公金取扱いの制限)「普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行なわせるはならない」の部分に關して規制緩和・規制改革を講ずることが必要。あるいは、直接の公権力の行使に当たる徴収・収納の業務であれば、同条に抵触せず現行で可能であるならば、その旨明示していただきたい。 債権管理回収業に関する特別措置法に關して、債権回収会社が地方自治体の税金徴収に係る催告、調査、訴状作成等の業務を行うことを可能とするよう必要な措置を講じていただきたい。(同法第12条(業務の範囲)ただし書の承認を法務大臣からいただくのも構わない。)	債権回収業者(サービサー)は、さまざまな回収に対し、確実な実績をあげるノウハウを有している。公権力の行使の部分以外の文書・電話催告、現地調査や訴状作成などのサポートを行うことで、徴収・回収業務の効率化を図り、徴収率の向上と職員負荷の軽減に寄与することができる。	文書・電話催告、現地調査支援、訴状作成支援等	地方公共団体が現在行っている催告、調査、訴状作成など業務について、人員、事務量、費用など、関連する直接・間接の費用に関する情報を開示していただきたい。

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	事項番号	要望事項(事業名)	具体的要望内容	要望理由	具体的事業の実施内容	その他・要望
地方自治法第232条の5	<p>第二百三十二条の五 普通地方公共団体の支出は、債権者のためでなければ、これを行うことができない。</p> <p>2 普通地方公共団体の支出は、政令の定めるところにより、資金前渡、概算払、前金払、繰替払、隔地払又は口座振替の方法によつてこれを行うことができる。</p>	C		<p>地方財務会計制度は、地方公共団体の行政が公正を第一義として、かつ効率性・経済性を確保しようという観点から構築されているところである。こうした観点を踏まえ、クレジットカードの活用という選択肢も含めて、効率的な方法を追求することは検討すべき課題であり、具体的な提案があればそのメリット等も含めご提示いただきたい。</p>		zB080029	総務省	地方公共団体における物品調達・支払業務のクレジットカードシステムによる代行業業	5098	5098B001		株式会社日本総合研究所 三井住友カード株式会社	1	地方公共団体における物品調達・支払業務のクレジットカードシステムによる代行業業	<p>地方自治法令に定める物品調達・支出に関する業務プロセスを簡素化・柔軟化できるよう制度改正を行った上で、地方公共団体の物品調達・支出の業務をクレジットカード会社が担い、クレジットによるネットでの購入・支払いシステムを運営する。</p>	<p>現状の物品調達業務の問題点として、物品調達プロセスは紙ベースが生産であり、また決済プロセスについても法律や会計規則等により詳細に規定されていることから、職員業務負担が大きい。商品選定及び業者選定において効率化が図られていない。適用上の面から限られた業者から調達している傾向があり、必ずしも安価に調達できていない。等が挙げられる。これらの問題点の解決策として、クレジットカードを活用した電子的物品調達システムの導入により解決可能と考える。本システムの導入により、導入後の地方公共団体においては、調達プロセスの簡素化・会計処理の単純化・支払業務の軽減等が可能となり、事務コストの削減・職員の生産性向上を図ることができ、また、取引業者側においても、請求書・入金管理業務等のコスト削減や、代金回収の早期化によるキャッシュフローの改善等、メリットが多い。また、カード会社が介入することにより、取引データの提供による詳細な支出分析、モニタリング等も可能となり、透明性の向上にも寄与するものである。従、本国政府では、既に同様のシステムが政府主導で導入されており、そのコスト削減効果は、年間4億円と推定している。(2004年度実績、米軍一般調達局(SA)試験)</p>	<p>・複数の地方公共団体について、その物品調達・支出業務(商品選定、購入申し込み、支出負担行為、発注、納品物検査、支出命令、支払いという一連の業務プロセス)を、クレジット会社等が担い、電子マーケットシステム(被調達業者選定・管理・支援、電子カタログ掲載・更新、受発注管理・配送管理等の調達フロー管理等)、クレジット共同処理システム(共同処理のための仲介・管理、購入履歴情報管理、クレジットによる支払い)、を軸とする共同アウトソーシングシステムを構築・運営する。</p> <p>・まずは本件主旨に賛同する地方公共団体、商品供給業者の参画を得て、実証実験を実施。</p> <p>・実証実験により効果を確認後、全国的に拡大。</p>	<p>・現行の地方公共団体の行う物品調達・支出業務について、関連する直接的な費用のみならず、間接的な費用に関する情報も含めて、所入人数、業務量、事務処理費用・時間といった情報を開示する必要がある。</p> <p>・本構想については、岐阜県西美濃地域において共同調査研究を実施しており、「電子調達に係る市町村等のクラウドオフィス業務の共同アウトソーシングに関する調査研究」(平成15年2月)、具体的な事業の推進について研究を進めてきているものであり、イメージビリティが非常に高い。(情報提供)</p> <p>・また、「IT政策パッケージ-2005(平成17年2月24日閣議本筋決定)」においては、「地方公共団体の業務・システムの標準化・共同化(総務省)」として、「電子自治体業務の標準化・共同化により、業務・システム全体を最適化する観点から、ITを活用した業務改革を推進するとともに、電子自治体業務の共同処理センターの運用を民間に委託する「共同アウトソーシング」を推進し、低廉なコストで高い水準の運用を実現する。2005年度のできる限り早期にすべての都府県において共同化の取組に向けた体制を構築するとともに、各地方公共団体においては共同アウトソーシングの推進等による効率的な電子自治体の構築を推進する。」と記載されているところ、今回の取組はまさにこれを具体化するものと言える。</p>
地方税法第20条の6	<p>地方税については、地方税法第20条の6に第三者納付が規定されていることから、立替払方式であればクレジットカードを使って納付を行うことは現行制度上可能である。</p>	d	-	<p>現行制度上可能であるが、地方団体がカード会社に対して手数料を支払う契約とする場合は、当該手数料の水準について他の支払手段における手数料との均衡を考えた上で当事者間で適切に決定して頂くべきものとする。</p>		zB080030	総務省	地方公共団体における税金収納業務のクレジットカードによる代行業業	5098	5098B002		株式会社日本総合研究所 三井住友カード株式会社	2	地方公共団体における税金収納業務のクレジットカードによる代行業業	<p>地方公共団体の税金収納業務(特に自動車税、軽自動車税の収納)をクレジットカード会社等が担い、ネットを通じたクレジットカードによる納付を受け付け(立替払方式)、必要な処理を行う。(構造改革特区第5次提案において総務省より「地方税法第20条の6に第三者納付が規定されていることから、立替払方式であれば、クレジットカードを使って納付を行うことは、現行制度上可能。」との回答されており、制度上の問題は無い。)</p>	<p>・e-Japanの活動として、公金の収納について、マルチペイメントを活用する方向で整備が進みつつある。</p> <p>・一方、日本総研によるアンケート調査(有効回答数1,000)では、6割程度の国民が自動車税/軽自動車税をクレジットカードで支払いたいとの意向を示している。</p> <p>・マルチペイメントネットワーク推進協議会が中心となっており、その普及に尽力されているところであるが、全市町村をカバーする決済ネットワークとなるには、まだ相当の時間を要すると考えられる。</p> <p>・将来的には、普及したマルチ</p>	<p>・税の納付サイトを設置し、市場化実証実験の趣旨を理解する自治体の参画を得て、実験を行う。</p> <p>・納付サイトには、事前に自治体の税収納データのDBを自治体のDBとは切り離して保有し、国民が自動車税/軽自動車税のどちらかを選択した後、納税者番号で納付額を確認し、カード番号を入力してサブミットさせる。</p> <p>・その後は現状のクレジットカード決済のプロセスに則って、収納を行う。</p> <p>・サイトはSSLを利用する等セキュリティ及びプライバシーには十分配慮するものとする。</p>	<p>・現行の地方公共団体の行う税金収納業務について、関連する直接的な費用のみならず、間接的な費用に関する情報も含めて、所入人数、業務量、事務処理費用・時間といった情報を開示する必要がある。</p> <p>・米園においては、自治体の税/料金の収納は、例外なくクレジットカード決済が可能になっています。</p>
地方税法第20条の6	<p>地方税については、地方税法第20条の6に第三者納付が規定されていることから、立替払方式であればクレジットカードを使って納付を行うことは現行制度上可能である。</p>	d	-	<p>現行制度上可能であるが、地方団体がカード会社に対して手数料を支払う契約とする場合は、当該手数料の水準について他の支払手段における手数料との均衡を考えた上で当事者間で適切に決定して頂くべきものとする。</p>		zB080031	総務省	地方税の徴収代行業業	5103	5103B001		株式会社オーエムシーカード	1	地方税の徴収代行業業	<p>地方税(自動車税、軽自動車税、国民健康保険税、固定資産税等)のクレジットカード決済の活用</p>	<p>クレジットカード決済の利便性を納税者に提供しつつ、自治体の徴収業務の効率化、及び継続して徴収業務を進めることによる徴収率のアップが図れる。</p>		

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	管理コード	制度の 所管官庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	その他・要望
無し		d		現状において、本人の申請等に基づき転居情報を一括して官庁・企業等へ提供することを規制する制度は存在しない。		zB080032	総務省	転居情報の一括管理、活用サービスの導入	5103	5103B003	1	株式会社オーエムシーカード	3	転居情報の一括管理、活用サービスの導入	個人情報の安全な有効活用のため、官民共同で法律で定めた一定の基準のもとに「サービスビューロー」を設置、官民からのリストの持ち寄り、洗い替えを行い、利用目的等において一定の基準を満たす官庁、企業に提供するという提案。	不配、事務処理、配達コストのムダをなくし、消費者もそのコストの転化を避けることができる。また、個人情報活用の信頼性の醸成及び悪質業者の排除にもつながる。		
地方自治法第231条、地方自治法施行令第154条	地方公共団体の歳入を収入するときは、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。	b		クレジットカードによる使用料・手数料等の収納については、現在当省において検討中である。		zB080033	警察庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、防衛庁	国公立の病院、介護施設の料金のクレジットカード決済の導入	5103	5103B007	1	株式会社オーエムシーカード	7	国公立の病院、介護施設の料金のクレジットカード決済の導入	国公立の病院、介護料金の一時的高額負担を緩和し、消費者の不安、不便を解消するために、クレジットカード決済の導入	一時的高額負担に対する消費者の不安、不便を解消するために、クレジットカード決済の活用したい		
地方自治法第231条、地方自治法施行令第154条	地方公共団体の歳入を収入するときは、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。	b		クレジットカードによる使用料・手数料等の収納については、現在当省において検討中である。		zB080034	総務省	水道料金のクレジットカード決済	5103	5103B009	1	株式会社オーエムシーカード	9	水道料金のクレジットカード決済	都道府県等が徴収している水道料金のカード決済を行う。	徴収業務の効率化と徴収率の向上と合わせ、納付者の利便性の向上を図るため。		

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	事項番号	要望事項(事業名)	具体的要望内容	要望理由	具体的事業の実施内容	その他・要望
地方税法第20条の6	地方税については、地方税法第20条の6に第三者納付が規定されていることから、立替払方式であればクレジットカードを使って納付を行うことは現行制度上可能である。	d	-	現行制度上可能であるが、地方団体がカード会社に対して手数料を支払う契約とする場合は、当該手数料の水準について他の支払手段における手数料との均衡を考えながら当事者間で適切に決定して頂くべきものとする。		zB080035	総務省	自動車税の分割支払	5109	5109B002	1	株式会社オリエントコーポレーション・オリファサービス債権回収株式会社	2	自動車税の分割支払		信販会社等が一括して税金を納め、信販会社は納税者から分割して償還を受ける。ノまた延滞した顧客に対する督促・集金業務。	集金事務の合理化、支払の利便性	
地方自治法第243条、地方自治法施行令第158条、158条の2	地方公共団体の公金については、法令で特別の定めがない限り、詩人に公金の取り扱いを委託することができない。	b	-	クレジットカードによる使用料・手数料等の収納については、現在当省において検討中である。		zB080036	総務省	公共施設のカード決済	5109	5109B005	1	株式会社オリエントコーポレーション・オリファサービス債権回収株式会社	5	公共施設のカード決済		公共施設のカード決済ノまた延滞した顧客に対する督促・集金業務。	利用顧客の利便性	
-	-	-	-	具体的な要望内容が不明のため、明らかとなったから検討したい。		zB080037	財務省 総務省	債権の資金化(流動化)	5109	5109B008	1	株式会社オリエントコーポレーション・オリファサービス債権回収株式会社	8	債権の資金化(流動化)		一般事業者の国又は地方公共団体に対する債権を担保として資金借入を行う手段の提供	資金提供手段	

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	事項番号	要望事項(事業名)	具体的要望内容	要望理由	具体的事業の実施内容	その他・要望
-	-	-	-	具体的な要望内容が不明のため、明らかとなつてから検討したい。		zB080038	財務省 総務省	資金決済手段の多様化ならびに回収	5109	5109B009	1	株式会社オリエントコーポレーション・オリファサービス債権回収株式会社	9	資金決済手段の多様化ならびに回収		国又は地方公共団体に対するあらゆる債権及び債務の代金決済手段の提供及びその回収	合理化・及び効率化	
地方自治法第231条、地方自治法施行令第154条	地方公共団体の歳入を収入するときは、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。	b		クレジットカードによる使用料・手数料等の収納については、現在当省において検討中である。		zB080039	厚生労働省、総務省、財務省	国立病院の医療費の分割支払ならびにカード決済	5109	5109B012	1	株式会社オリエントコーポレーション・オリファサービス債権回収株式会社	12	国立病院の医療費の分割支払ならびにカード決済		信販会社等が一括して医療費を納め、信販会社は患者等から分割して償還を受ける。/また延滞した顧客に対する督促・集金業務。	集金事務の合理化、支払の利便性	
地方税法第1条第1項第3号、第167条第5項及び第6項等	平成17年3月25日に閣議決定された「規制改革・民間開放推進3カ年計画」において、地方税の徴収に関する民間開放を一層推進することが盛り込まれたことを踏まえ、「地方税の徴収に係る合理化・効率化の一層の推進について」(H17.4.1付 総税企第79号 総務省自治税務局長通知)等により、地方税の徴収について公権力の行使に係る補助的な業務を含め、民間への業務委託等を推進するよう地方団体に通知したところである。(なお、相手方の意に反して行う立入調査や差押え・公売等の強制処分などについては、地方税法の規定により徴税吏員に実施主体が限定されていることから包括的に民間事業者に委託することはできない。)	e	-	「地方税の徴収に係る合理化・効率化の一層の推進について」(H17.4.1付 総税企第79号 総務省自治税務局長通知)等により、既に整理済み。		zB080040	総務省	地方税徴収等の委託範囲の拡大	5110	5110B002	1	足立区	2	地方税徴収等の委託範囲の拡大	地方税の徴収に関しては、本年3月に閣議決定された「規制改革・民間開放推進3カ年計画」の中で、「地方税徴収の民間開放推進」が盛り込まれた。一方、既に総務省通知により、公権力の行使を包括的に民間事業者に委託することはできないとされ、公権力の行使に関連する補助的な業務の民間委託を禁じてはいないとし、制限列挙的に民間委託できる業務を例示している。	地方税の滞納処分については、国税徴収法に準じて処理されている。ここで定められる滞納処分の範囲は、差し押え、公売、分納誓約、延滞金免除、執行停止、不能欠損等(順不同)があげられるが、これらの相談機能を包含する業務委託を民間事業者に開放することによって、徴収能力の向上、徴収業務の効率化を図ることができる。		

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	事項番号	要望事項(事業名)	具体的要望内容	要望理由	具体的事業の実施内容	その他・要望
住民基本台帳法第12条、第20条、住民基本台帳法施行令第15条、地方税法第20条の10	住民基本台帳に記録されている者は、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長に対し、住民票の写し等の交付を請求することができる。(住民基本台帳法第12条) 地方団体の長は、地方団体の徴収金と競合する債権に係る担保権の設定等の目的で、地方団体の徴収金の納付又は納入すべき額等のうち政令で定めるものについての証明書の交付を請求する者があるときは、その者に関するものに限り、これを交付しなければならない。(地方税法第20条の10)	c		住民票の写し及び納税証明書等については、住民のプライバシーに直結する等の理由から、守秘義務を始めとする厳正な服務規律を課す必要があり、本来地方公共団体以外の者が取り扱うことは想定されていない。また、住民票の写し及び納税証明書等に係る事務は、市町村長が行う公権力の行使であり、市町村長に留保されるべきものである。住民票の写し等には住民情報が記載されており、また、納税証明書等には税額に係る情報が記載されていることから、守秘義務をはじめとする厳正な服務規律を課す必要があり、委任者による事務の取扱基準の明示や事後報告によるチェックなどの措置をもって代替しうるとはいえない。		zB080041	総務省、法務省、厚生労働省	区民事務所窓口に関する委託範囲の拡大	5110	5110B003	1	足立区	3	区民事務所窓口に関する委託範囲の拡大	足立区においては、17の地区に住民基本台帳・印鑑登録・戸籍・外国人登録・税・国民健康保険・介護保険・国民年金・・・等に関する事務(台帳作成・各種証明発行・各種資格得喪届・・・)を取り扱う機能を有する区民事務所(その他の別機能も有している)という機関がある。これらの事務処理を民間事業者が行なうことを可能とする各種関連法規(地方自治法、住民基本台帳、戸籍法、地方税法、国民健康保険法等)	現行法の関連で、公務員のみが事業主体であるがため、窓口時間を延長する場合は、常勤職員のローテーション勤務、非常勤職員の採用などにより対応せざるを得ず、夜間・休日等の開庁への弾力的な対応ができない状況である。これらの業務への民間委託を進めることにより、住民サービスの機会の拡大が期待できる。また、複数年契約による委託が可能となれば、職員が抱う場合に生じる、4、5月という1年の中でも一番の繁忙期における人事異動による一時的	区内に点在する17箇所の区民事務所の窓口業務を包括的(17箇所をまとめて事業委託)に民間に委託することにより、民間活力を生かす幅が広がり創意工夫による窓口接客の向上、業務クオリティの向上が期待できる。	
	「地方税の徴収に係る合理化・効率化の推進に関する留意事項について」(H17.4.1付 総税企画第80号 総務省自治税務局企画課長通知)により、具体的に公権力の行使に当たらない業務についての例として、滞納者に対する電話による自主的納付の呼びかけ業務を明記している。	d	-	現行制度上可能であるが、納税者に関する情報の保護を特段の配慮と慎重な取扱をもって十分留意することが必要と考えられる。		zB080042	総務省、厚生労働省	多機能型コールセンターの設置	5110	5110B004	1	足立区	4	多機能型コールセンターの設置	コールセンターを単なる問合せ機能の充実、住民ニーズの把握だけにとどめず、税・保険料等の納付催告、各種相談機能を付加するなど多目的な活用が図られるよう、関連法規(個人情報保護法、各業務関連)の規定を整備されたい。	複数の組織の共通業務である、住民からの個別な各種の問合せ及び各種の催告・相談をITの活用により、コールセンターに集約・組織化し、業務改革を進める。これにより従前の良いサービスの提供を図ることができる。	総務事務のアウトソーシングによる内部業務プロセスの改革を進めるとともに、その一貫として、コールセンターの有効活用の視点に立ち、業務によっては、個人情報に関する業務についても取扱うことにより、コールセンター業務の幅が広がり、民間活力を生かす機会の拡大と創意工夫を図ることができる。	
地方自治法第243条、地方自治法施行令第158条、158条の2、地方税法第20条の6	地方公共団体の公金については、法令で特別の定めがない限り、私人に公金の取り扱いを委託することができない。地方税については、地方税法第20条の6に第三者納付が規定されていることから、立替払方式であればクレジットカードを使って納付を行うことは可能である。	(使用料・手数料等)b (地方税)d		第三者納付の規定がある地方税については、立替払方式であればクレジットカードを用いた納付が可能であるが、その他の使用料・手数料に係るクレジットカードによる納付については、現在検討中である。		zB080043	総務省、財務省	公金収納(使用料・手数料・税金等)の収納代行業務	5119	5119B001	1	民間企業	1	公金収納(使用料・手数料・税金等)の収納代行業務	当社会員1,310万名(2005年5月20日現在)のクレジットカードを活用した収納。	現行、公金収納のチャネルは金融機関・郵便局・税務署の窓口支払いや口座振替での支払いとなっています。今後、マルチチャネルネットワークを利用したインターネットバンキング、モバイル決済などのチャネルを活用した支払いが拡大すると思われます。また、前項並びにコンビニでの公金収納代行(地方税・自動車税)が拡大する中でクレジットカードでの収納のご要望が高まりつつあります。収納率の向上と事務コストの軽減が可能と思われます。	収納代行が実現した場合、次の効果があると考えます。クレジットカードの口座より引き落としを行い、引き落としがでない場合、当社小会社のサービスにて回収代行させていただくことにより収納率の向上が図れます。	

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	事項番号	要望事項(事業名)	具体的要望内容	要望理由	具体的事業の実施内容	その他・要望
(簡易生命保険法)	規制なし	e	-	(措置理由) 保険料のクレジットカードによる収納については、簡易生命保険法等の現行法令上、規制しているものではないため。	-	zB080044	総務省	「過疎地域郵政事業」	5119	5119B004	1	民間企業	4	「過疎地域郵政事業」	現在、郵政公社が行っている事業で、採算性が低い過疎地の4機能(窓口サービス、郵便、郵便貯金、簡易保険)の内、簡易保険に関するクレジットカードによる収納ならびに代理店事業。	現在、民間の損保会社及び外資系生保主体にクレジットカードによる収納代行が拡大し、ポイント特典などのサービスもあり、お客様の支持を得ております。郵政公社の簡易保険についてもクレジットカードの導入が望まれており、加入者の利便性向上並びに収納の事務コスト、職員の負荷軽減につながるものと思われれます。	クレジットカード収納が実現した場合、次の効果があると考えます。 収納率が向上し、滞納者へ督促する事務コストが軽減されます。 加入者の利便性が向上します。 カード会社が提供するポイント特典などのサービスを加入者が享受できます。 代理店制度が実現した場合、クレジットカード会員へ定期的に簡保のご案内が行え、地域での営業力が更に高まり、サービスが向上します。	
地方税法第403条第2項、第405条	固定資産の評価に関する事務に従事しているのは市町村の職員である。	C	-	要望内容は、家屋の調査及び評価業務を包括的に民間委託するものと思われるが、これは評価業務の補佐業務ではなく、固定資産の実地調査や評価そのもの(評価調査の作成等、地方税法第403条、第405条参照。)である。 固定資産の実地調査及びそれに基づき(評価は、公権力の行使である固定資産税の賦課処分と一体をなす事務である。これらは審査申請の対象となるなど課税庁として説明責任が生ずるものであるほか、実地調査については原則によって担保された費用経費(例えば、家屋内部への強制的な立ち入り調査等)に裏打ちされ実施するものであることから、民間委託にしまないと考えられる。 一方、現行法でも、民間の専門的知識、経験を有する者を評価員、評価補助員に選任することは可能であるほか上記に係る補助的業務(例えば、航空写真の撮影等)は、民間委託による現況把握や各種の課税参考資料の作成については民間委託することは可能である。 なお、土地評価における民間委託とは不動産鑑定士による鑑定評価を指していると思われるが、標準地の鑑定価格を評価水準の指標として活用しているだけであり、評価業務自体は市町村が行っている。		zB080045	総務省	固定資産家屋評価業務の補佐業務の民間委託	5126	5126B001	1	民間企業	固定資産家屋評価業務の補佐業務の民間委託	地方税法第405条に規定する固定資産評価補助員の行う固定資産家屋(新・増築)評価業務の補佐業務として、家屋の調査及び評価業務を民間に委託できるよう通達を出してもらいたい。	地方税法上、固定資産の価格の決定は市町村長が行う(法第403条第1項)。固定資産の評価は、固定資産評価員又は市町村長が行う(法第404条第1項・第4項)こととなっているが、実際には、固定資産評価員の職務を補助する固定資産評価補助員が行っている(法第405条)(添付資料1)。この固定資産評価補助員が行う固定資産家屋評価業務を補佐する業務として、家屋評価に関する知識及び経験を有する不動産鑑定士等の有資格者が行うことにより、評価の精度の向上が期待でき、市場化テストによる評価業務のコスト削減が図れる。更に、課税の目的で課税者自らが評価するより第三者評価が信頼性が保てる。なお、固定資産土地評価(標準地評価・路線価評価・画地評価等)は、既に民間委託されている。	固定資産評価補助員が行う家屋の評価業務を補佐する業務として、家屋の調査及び評価業務を、家屋評価に関する知識及び経験を有する不動産鑑定士等の有資格者が行う。その効果として、評価の精度のさらなる向上が期待でき、家屋の調査に要する固定資産評価補助員(市町村の職員)が通常2名から1名に削減でき、家屋の評価に要する固定資産評価補助員も大幅に削減できる。	添付資料1：地方税法第403条～405条の条文抜粋。添付資料2：地方税法第405条の「固定資産税逐条解説」抜粋。関連要として、都道府県が課税する不動産取得税の家屋評価についても、民間委託ができるよう通達を出してもらいたい。	